

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外 2 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 5 月21日

【会社名】 オーストラリア・コモンウェルス銀行
(Commonwealth Bank of Australia ABN 48 123 123 124)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当業務執行ゼネラル・マネジャー
(Executive General Manager, Group Treasury)
テリー・ウィンダー(Terry Winder)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、2 0 0 0 ニューサウス・ウェールズ州、シドニー、
サセックス・ストリート 2 0 1、タワー 1、1 階
(Ground Floor, Tower 1, 201 Sussex Street, Sydney, NSW2000,
Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎 文彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (0 3) 5 8 0 2 - 5 8 6 0

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎 文彰

【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (0 3) 5 8 0 2 - 5 8 6 0

【発行登録の対象とした売出有 社債
価証券の種類】

【今回の売出金額】 オーストラリア・コモンウェルス銀行 2023年11月20日満期 米ドル建
社債
9,120万米ドル
(円換算額 約10,047,504,000円*)
(*) 円換算額は、1 米ドル = 110.17円 (2019年 5 月20日現在の株式会社三菱UFJ 銀行による対顧客電信直物売買相場の仲値で換算されている。)

なお、上記の換算率は本書提出に際して円換算額を表示するために便宜上用いられたもので、本社債にかかる実際の取引に適用されるレートとは一致するものではないことに留意されたい。

【発行登録書の内容】

提出日	2017年 5 月31日
効力発生日	2017年 6 月 8 日
有効期限	2019年 6 月 7 日
発行登録番号	29 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額)

500,000,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項 なし	償還総額	該当事項な し	減額総額	該当事項 なし

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額 + 償還総額-減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

**< オーストラリア・コモンウェルス銀行
 2023年11月20日満期 米ドル建社債に関する情報 >**

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は 売出振替社債の 総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	記名・無記名の別
オーストラリア・ コモンウェルス銀 行 2023年11月20日 満期 米ドル建社債 (以下「本社債」 という。)(注 1)	9,120米ドル (注1)	9,120米ドル (注1)	東京都千代田区丸 の内三丁目3番1 号 S M B C 日興証券 株式会社(以下 「売出人」とい う。)	無記名式
各社債の金額	利率	利払日	償還期限	
1,000米ドル	年率2.31%	2019年11月20日に開始 し、満期償還日(以下に 定義する。)に終了する 毎年5月20日および11月 20日	2023年11月20日 (以下「満期償還日」 という。)	

(注1) 本社債は、オーストラリア・コモンウェルス銀行(以下「発行者」という。)が設定した2018年7月3日付の700億米ドルのユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき、2019年5月30日(以下「発行日」という。)にユーロ市場で発行され、売出人と同一グループである英国S M B C日興キャピタル・マーケット会社(SMBC Nikko Capital Markets Limited)により引受けられる。本プログラムに基づく免除社債(本社債を含む。)の発行に関して2018年7月3日付のインフォメーション・メモランダム(同メモランダム記載の参照情報を含む。)が発行者によって作成され、これは適用あるプライシング・サプリメント(以下「プライシング・サプリメント」という。)により完成される。本プログラムは、欧州経済領域(European Economic Area)の規制市場(Regulated Market)において上場されず、かつ目論見書指令(Directive 2003/71/EC)(その後の改正を含む。)のもとで目論見書の交付を要求されるような状況下で募集されない社債(免除社債)を対象としている。なお、上記の売出券面額の総額および売出

価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債はいずれの取引所にも上場される予定はない。

2【売出しの条件】

本社債のその他の主要な要項

(1) 利息

本社債には、2019年5月30日（以下「利息起算日」という。）（当日を含む。）から額面金額に対して年2.31%で利息が付される。かかる利息は、2019年11月20日を初回として満期償還日までの毎年5月20日および11月20日（それぞれを以下「利払日」という。）の年2回、各利息期間（以下に定義される。）につき、米ドルで後払いされる。利払日に支払われる利息額は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき11.55米ドルとする。ただし、初回利払日に支払われる（利息起算日（当日を含む。）から2019年11月20日（当日を含まない。）までの期間にかかる）利息の金額は、額面金額1,000米ドルにつき10.91米ドルとする。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することとなる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本社債に関する2019年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2019年5月21日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2018年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

2018年10月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

中間会計期間 （自2018年7月1日 至 2018年12月31日）

2019年3月29日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年5月13日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類の提出日現在においても、当該事項にかかる発行者の判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし